

平成28年度

# 奈良県の男女共同参画

—「なら男女GENKIプラン」後期5カ年のまとめ  
及び市町村における推進状況—

奈良県健康福祉部こども・女性局  
女性活躍推進課

## は じ め に

少子・高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応するために、男女があらゆる分野において、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、重要かつ緊急な課題です。

奈良県では、平成13年7月に「奈良県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成14年2月に「なら男女共同参画プラン21」を、さらに、平成18年3月には「なら男女GENKIプラン」（平成18～27年度）を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

このたび、「奈良県男女共同参画推進条例」の規定に基づき、「なら男女GENKIプラン」後期5ヵ年（平成23～27年度）のまとめ及び市町村における推進状況等についてとりまとめました。

今後は、「なら男女GENKIプラン」のまとめを十分に分析するとともに、平成28年3月に策定した、「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」に基づき、男女共同参画社会の形成及び女性の活躍推進に向けて積極的に取り組みを進めて参りたいと考えています。

本報告によって、県内における男女共同参画の現状や県の施策に関して理解と認識を深めていただくとともに、行政はもとより、県民・事業者・民間団体・NPO等との連携・協働のもと、男女共同参画社会づくりを進めていくための参考資料としてご活用いただければ幸いです。

平成28年12月

奈良県健康福祉部こども・女性局長 福西 清美

# 目 次

## 第1章 「なら男女GENKIプラン」後期5カ年のまとめ

1 「なら男女GENKIプラン」概要 .....	1
2 計画がめざす男女共同参画社会の姿 .....	2
3 「なら男女GENKIプラン」施策体系 .....	4
4 計画がめざす目標について .....	10
5 施策体系別 事業の概要 .....	14
基本目標Ⅰ あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画 .....	14
Ⅱ 男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり .....	17
Ⅲ 男女がともに支えあうライフスタイルの実現 .....	23
Ⅳ 男女の人権の尊重 .....	31
Ⅴ 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり .....	38
6 データでみる奈良県の男女共同参画 .....	41

## 第2章 市町村における推進状況

1 推進体制等 .....	52
2 相談体制 .....	54
3 女性の登用状況 .....	55

## 第3章 参考資料

奈良県男女共同参画推進条例 .....	58
奈良県男女共同参画審議会設置要綱 .....	61
奈良県男女共同参画推進本部設置要綱 .....	63
奈良県男女共同参画県民会議設置要綱 .....	66
男女共同参画社会基本法 .....	68
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	73
男女共同参画政策のあゆみ .....	80
平成28年度 女性活躍推進事業の概要 .....	83
平成28年度 女性センター事業の概要 .....	85
市町村男女共同参画・女性行政担当課（室）一覧 .....	88

第1章 「なら男女GENKIプラン」  
後期5カ年のまとめ

# 「なら男女GENKIプラン」概要

**計画期間** 2006年(平成18年)度～2015年(平成27年)度  
**計画の性格**  
 ・男女共同参画社会基本法(第14条)、奈良県男女共同参画推進条例(第9条)に基づく法定計画  
 ・奈良県男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、県・市町村・企業・民間団体が主体的に取り組み、総合的に推進  
 ・(仮称)やまと21世紀ビジョン、国の男女共同参画基本計画(第2次)との整合性を図り策定

**計画の基本理念** (＝奈良県男女共同参画推進条例の基本理念)  
 ◆ 男女の人権の尊重  
 ◆ 社会における制度または慣行の配慮  
 ◆ 方針の立案・決定の場への共同参画  
 ◆ 家庭生活その他の社会生活へ男女が共にかかわること  
 ◆ 国際社会における取組を勧奨した推進

**男女共同参画社会実現に向けた主な課題**

**職場**  
 ・法制度は整備されたが、男女とも仕事と家庭等の両立は困難な状況  
 ・仕事を中断し一旦家庭に入った女性の「再チャレンジ」(再就職等)の推進が必要

**家庭・地域**  
 ・少子高齢化の進展の中、安心して子どもを産み、育て、高齢者を介護できる環境の整備と男性の家庭生活への参画が必要  
 ・核家族化、高齢世帯の増加を踏まえ、コミュニティの活性化のため、男女とも地域活動への積極的な参画推進が必要

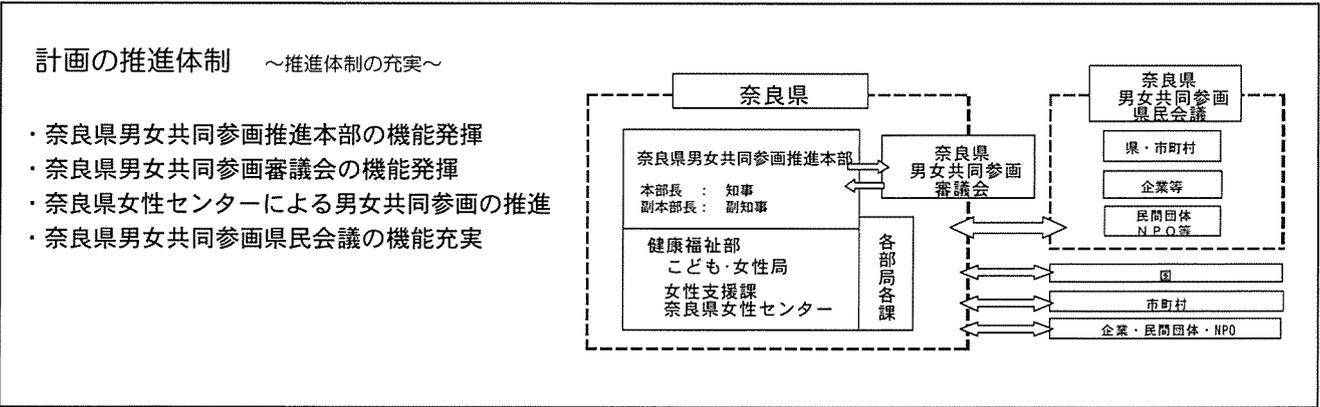
**女性の人権**  
 ・DV、セクハラ、性犯罪等女性に対する暴力の根絶への取組が引き続き必要

**計画の体系** ～県民にわかりやすいように課題を重点化、体系を整理～

- 基本目標Ⅰ** あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画
  - 1 政策形成・意思形成の場への女性の参画
  - 2 女性の人材育成と人材情報の提供
- 基本目標Ⅱ** 男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり
  - 1 男女共同参画の推進に向けた就業環境の整備
  - 2 多様な就業形態における条件整備
- 基本目標Ⅲ** 男女がともに支えあうライフスタイルの実現
  - 1 ともに支えあう家庭生活の構築
  - 2 女性のチャレンジ支援
  - 3 地域における男女共同参画の推進
- 基本目標Ⅳ** 男女の人権の尊重
  - 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
  - 2 生涯を通じた健康保持・増進と女性の身体的特性の尊重
  - 3 社会的に不利益な立場にある女性の人権の尊重
- 基本目標Ⅴ** 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり
  - 1 男女共同参画に関する意識啓発の推進
  - 2 男女共同参画を推進する学習の充実

**重点課題**

- ◎政策形成・意思形成の場への女性の参画の拡大
- ◎女性のチャレンジ支援
- ◎働き方を見直し、男女ともに家庭と仕事・地域活動のバランスがとれた豊かな暮らしに向けた施策の推進
- ◎女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ◎男女共同参画についてわかりやすい広報・啓発の推進



**男女がお互いに大切なパートナーとして思いやり、  
 とともに心豊かな生活を送ることができる社会の実現**

## 2. 計画がめざす男女共同参画社会の姿

# 「なら男女 GENKI プラン」がめざす 男女共同参画社会の姿

### 家庭では...

例えば

- 家庭・家族を大切にし、家事・子育て・介護など、家族で協力しています。
- 家庭と仕事・地域活動のバランスがとれた豊かな暮らしをしています。



### 働く場では...

例えば

- 男女ともに仕事と家庭等の両立ができ、いきいきと働いています。
- 短時間勤務や在宅勤務など、個人のライフスタイルに応じた働き方が広がっています。



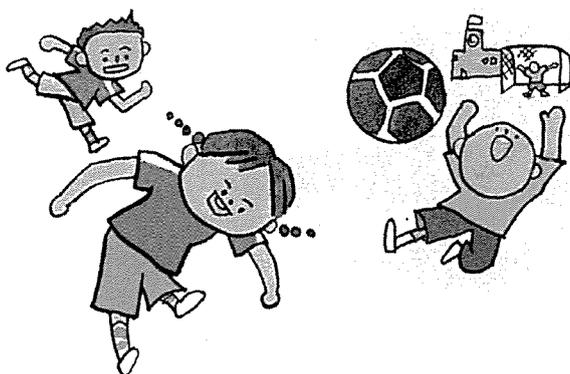
男女共同参画社会とは、男女がお互いに大切なパートナーとして思いやり、ともに心豊かな生活を送ることができる社会です。

「男ならこうあるべき」「女ならこうすべき」といった固定的な決めつけをせず、一人ひとりの個性を尊重し、性別にかかわらず、個人の能力を十分に発揮することができる社会をめざしています。

## 学校では〇〇

例えば

- 一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人材を育てています。
- 職場体験やボランティア活動など体験学習を通して、自立できる社会人として育てています。

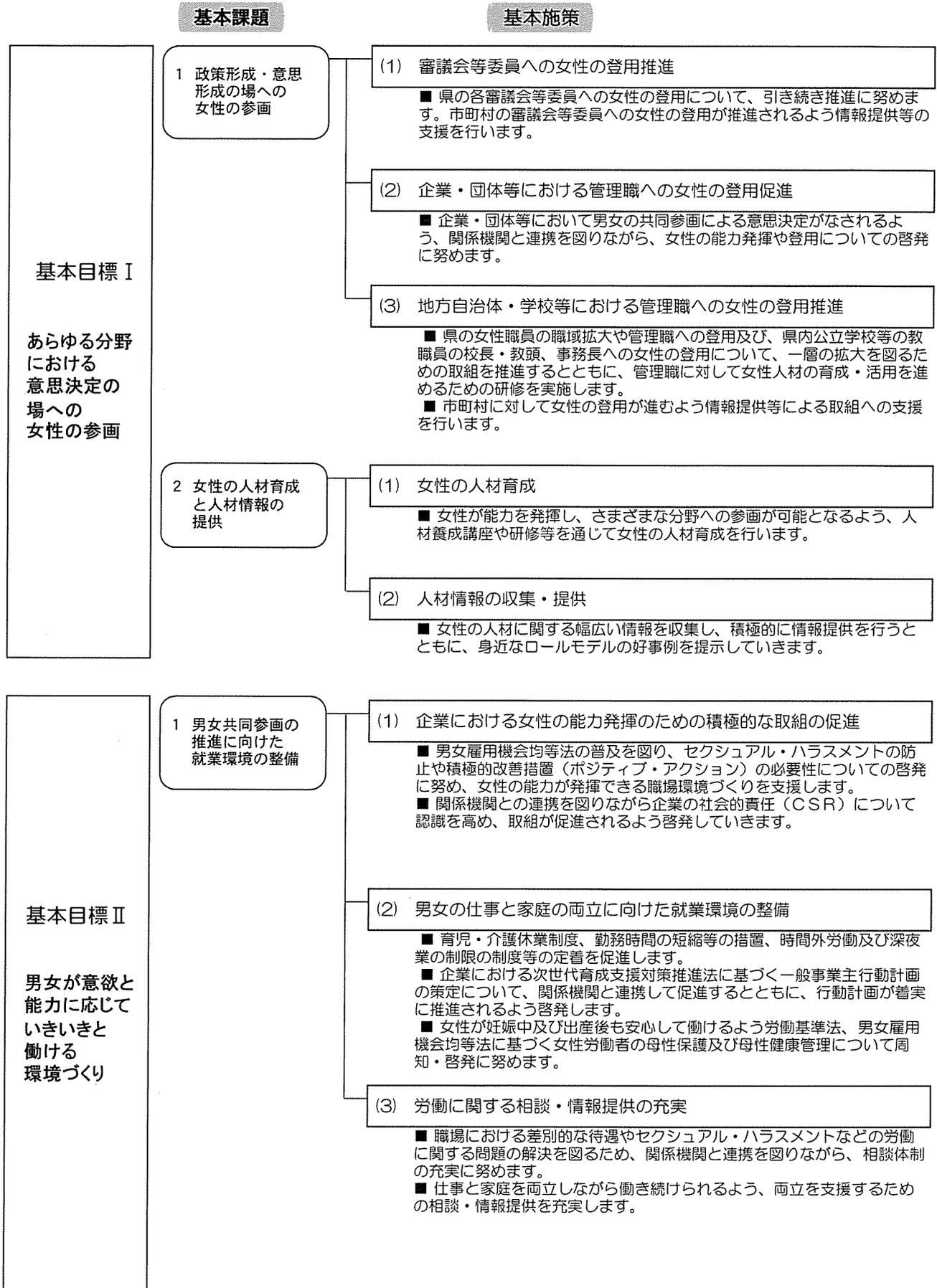


## 地域社会では〇〇

例えば

- 男女がともに自治会、PTAなどの地域活動に参画し、よりよい地域づくりを進めています。
- 多彩な子育て支援を受けて、不安なく楽しく子育てが行われ、子どもたちが健やかにたくましく育っています。

### 3. 「なら男女GENKIプラン」施策体系



## 基本課題

## 基本施策

### 基本目標Ⅱ

男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり

#### 2 多様な就業形態における条件整備

##### (1) 多様な就業形態の促進と労働条件の改善

- 短時間正社員制度やテレワークなど個人のライフスタイルに応じた多様な働き方の推進に努めます。
- パートタイム労働者、契約社員および派遣労働者等の適切な処遇・労働条件の改善のため、関係機関と連携して法制度の周知及び情報提供に努めます。
- 出産、子育て等のライフステージに応じた再就職の機会が多く提供されるよう、事業主に対し雇用対策法における年齢制限禁止の義務について周知・啓発に努めます。

##### (2) 就業に向けた能力開発等への支援

- 社会情勢の変化やニーズに対応した就業に関する相談、情報提供、能力開発の充実に努めます。

##### (3) 起業等に対する支援や自営業者への経営情報の提供

- 起業、SOHO等に必要な基礎的な知識や手法の習得に向けた研修の開催や、事業化に向けたコンサルティング、円滑な資金供給等の支援を行います。
- コミュニティビジネスを新たに始めようとする個人や団体に向けた研修や情報提供等の支援を行います。

##### (4) 農林水産業における女性の経営参画・社会参画の促進

- 女性が農林業・農山村の担い手として能力を発揮でき、その役割に応じて適正な評価が受けられるよう、環境条件の整備や啓発を進めます。



基本課題

基本施策

基本目標Ⅲ

男女がともに  
支えあう  
ライフスタイル  
の実現

1 ともに支えあう  
家庭生活の構築

(1) 家庭と仕事・地域活動のバランスがとれた生活への支援

■ 「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的な性別役割分担意識を解消し、男性は家庭生活や地域活動に、女性も地域活動や仕事などに積極的に参画し、生き方の選択を広げるバランスがとれた生活への支援を行います。

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てを支援する環境の整備

■ すべての親子に対する子育てを支援するため、地域における子育て支援、多様な保育サービスの充実、子育て相談体制の充実、子育て情報の提供、子育てサークル及び子育てネットワーク支援など子育て支援体制の強化に努めます。

■ 児童虐待に対し、防止から早期発見、保護および自立支援にいたる相談支援体制の強化に努めます。

(3) 高齢者の自立と介護を支援する環境の整備

■ 高齢者が社会の一員として自立し、健康で充実した生活が営めるよう、生活や就業への支援を行うとともに、生きがいの場づくり等社会参加への支援を行います。

■ 介護者、要介護者をはじめ県民すべてが介護に対する意識を変革するための啓発を行い、適正な介護サービスの整備を促進するとともに、情報提供や相談などの支援を充実します。

■ 高齢者が要介護にならないように予防することや、心身の機能が低下しても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう必要な支援を行います。特に、高齢者虐待の防止や認知症、高齢者に対するネットワークを形成し、高齢者の尊厳を支えるケアの確立に努めます。

(4) ひとり親家庭への自立支援策の推進

■ ひとり親家庭の自立を促進するため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援などの総合的な支援策を推進します。

2 女性の  
チャレンジ支援

(1) チャレンジ支援のためのネットワークの推進

■ チャレンジしたい女性のニーズに応じて、必要な支援情報を総合的、体系的に提供し、実際の社会的活動までにつながるような支援をワンストップ・サービスで行うための支援拠点施設としての県女性センターの機能を充実します。

■ 総合的、体系的なチャレンジ支援を継続的に行うために、関係機関の相互連携としてのチャレンジ支援ネットワーク体系を構築します。

■ 女性が希望をもってチャレンジできるよう身近なロールモデルを積極的に提示していきます。

(2) 再チャレンジへの支援

■ 結婚・出産・育児等のために退職した女性が、就職や地域活動等に再チャレンジできるよう、相談窓口や能力開発のためのセミナー、技術講習等の充実を努めます。

3 地域における  
男女共同参画の  
推進

(1) ボランティア・NPO活動の推進

■ ボランティア・NPO活動の活性化・裾野拡大のための情報提供や普及活動等を展開するとともに、行政とボランティア・NPOとの協働を推進します。

(2) 男女で支えあう地域づくり活動の推進

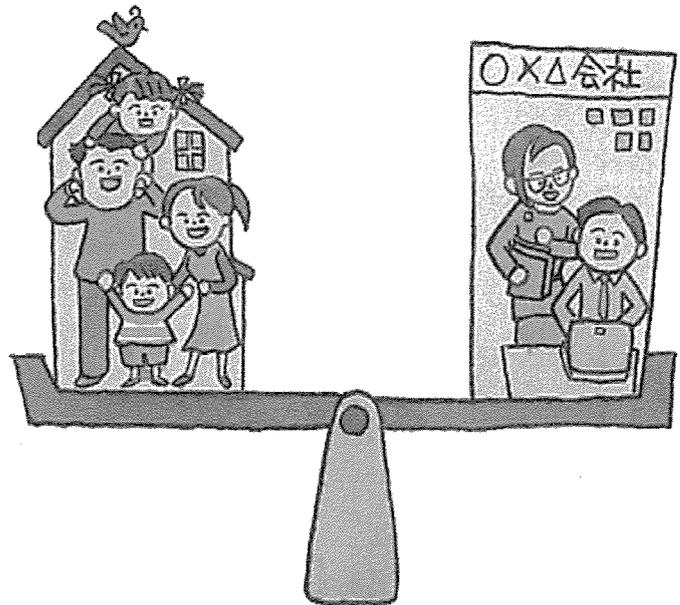
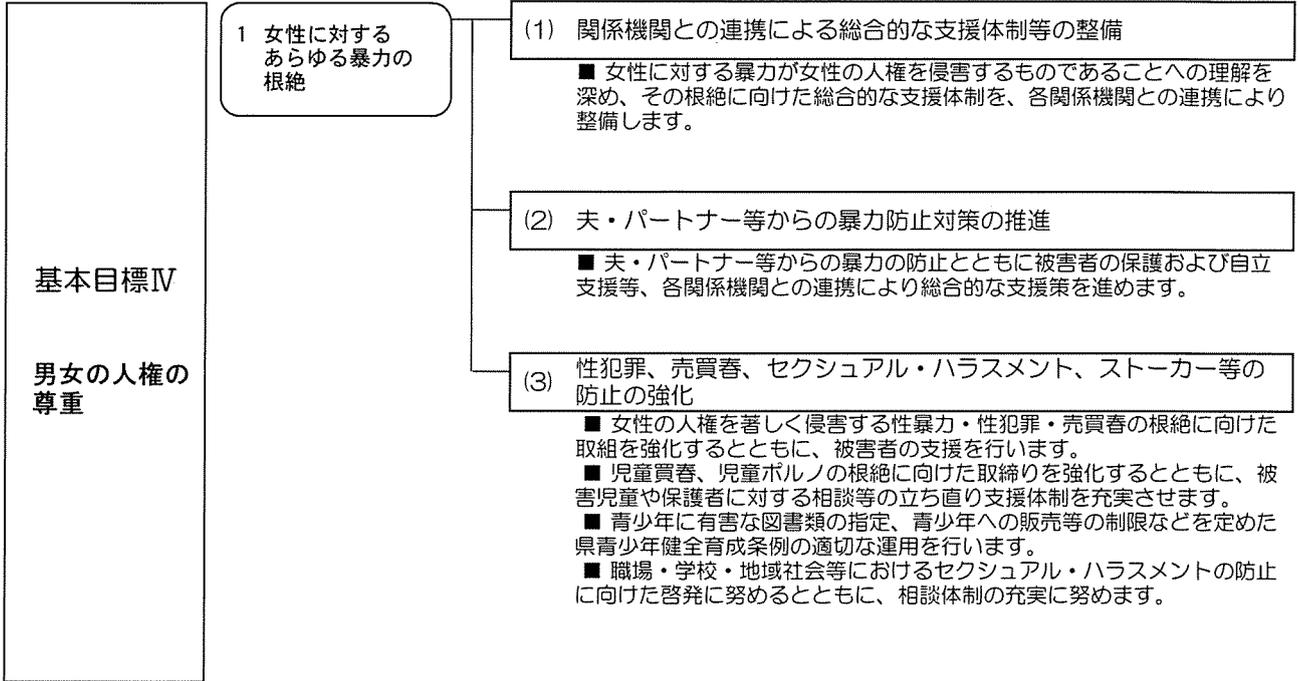
■ 地域において男女共同参画を積極的に推進する人材を育成します。

■ 地域づくり活動に県民が幅広く参加、交流ができるように地域づくり関連情報の提供、地域づくりの人材養成塾等を行うことにより、地域づくり活動を推進していきます。

■ 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画等の整備を行います。

基本課題

基本施策



基本課題

基本施策

基本目標Ⅳ

男女の人権の尊重

2 生涯を通じた健康保持・増進と女性の身体的特性の尊重

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

■ 思春期、更年期などに重点をおきつつ女性の生涯を通じた健康の保持増進や、男女が生涯を通じて心身ともに適切な健康づくりができるための事業を推進します。

(2) 母性保護と母子保健対策の充実

■ 妊娠、出産の安全性を確保するため、総合的な周産期医療体制の充実を推進し、母性の尊重と保護、乳幼児の健康の保持増進を推進します。  
■ 不妊に悩む方への支援に努めます。

(3) 性の尊重についての認識の浸透

■ 発達段階に応じて、性に関する科学的知識を習得させ、生命や互いの性を尊重する心や自尊感情を育てるとともに、よりよい生き方につながる性教育を推進します。なお、学校における性教育については、学習指導要領ののっとり、保護者等の理解も得ながら適切に推進します。

■ 性と生殖に関する健康の重要性について、学習機会や啓発等を充実します。

■ HIV/AIDS、性感染症に対する正しい知識を持つための教育を推進します。

3 社会的に不利益な立場にある女性の人権の尊重

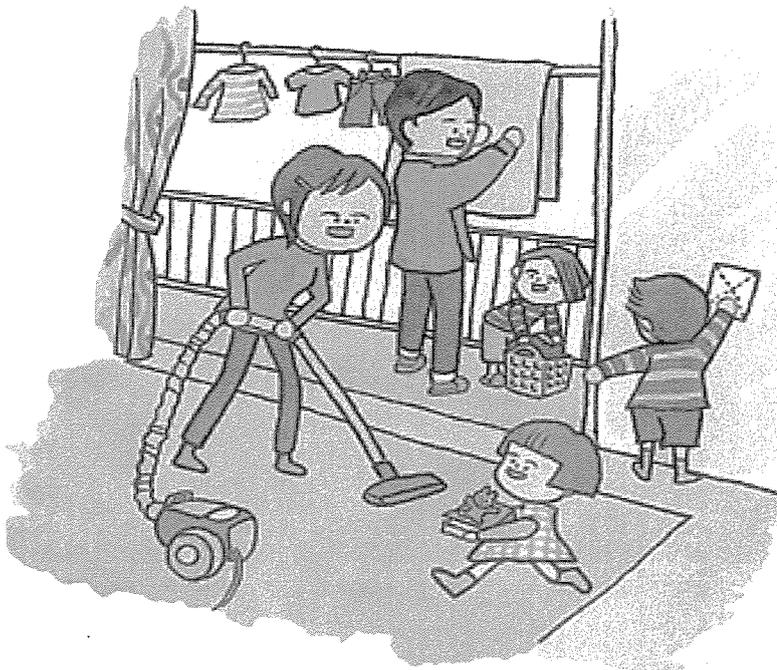
(1) 社会的に不利益な立場にある女性の自立支援

■ 社会的に不利益な立場にある女性に対し、生活における自立支援を行うとともに、雇用の機会均等の確保など就職差別の撤廃に向けて、事業主に対してセミナー等による啓発や企業における人権研修の支援に努めます。

■ 増え続けるひとり親家庭の急増など諸状況の変化に対応し、自立を促進するため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援などの総合的な支援対策を推進します。

(2) 相談・情報提供の充実

■ さまざまな不利益を被っている女性の相談に、的確に対応できるように、関係機関との連携による相談・情報提供を充実します。



基本課題

基本施策

基本目標 V

男女共同参画  
社会実現に  
に向けた  
意識づくり

1 男女共同参画に関する意識啓発の推進

(1) 固定的な性別役割分担意識の払しょくと社会における慣行の見直し

- 職場・学校・地域・家庭などあらゆる分野における固定的な性別役割分担意識の払しょくに向けた広報・啓発活動を推進します。
- 男女共同参画の視点に立った社会における制度や慣行の見直しに努めます。
- 男女共同参画に関する条約・法令・条例等の理念の浸透に努めます。

(2) 国際的視野に立った男女共同参画の状況把握と情報提供

- 国、他都道府県、大学・研究機関等による調査研究、国際的な動向について情報収集を行い、施策に反映させるとともに情報提供を行います。
- 県内における男女共同参画の状況と関連施策の推進状況等について、市町村と連携をとりながら把握し、わかりやすく公表します。

(3) メディアを通しての女性の人権の尊重とメディア・リテラシーの確立

- 行政刊行物について男女共同参画の観点から適切な表現を行うよう配慮するとともに、メディアが自主的に女性の人権を尊重した取組を行うよう啓発します。
- 情報の受け手である県民に対して、情報を主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー）の向上のための支援を行います。

2 男女共同参画を推進する学習の充実

(1) 家庭・学校等における男女共同参画を推進する教育の充実

- 乳幼児期から発達段階に応じて、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会環境やそれぞれのライフステージに柔軟に対応し、一人一人が主体的に自分の生き方を考え、選択し、社会で生きていく力を育てる教育を推進します。
- 子どもたちが社会人・職業人として自立していくことができるよう、一人一人に望ましい勤労観、職業観を育てるキャリア教育を推進します。
- 教職員等に対し、男女共同参画に関する研修等を行い、正確な理解の浸透を図るとともに、啓発を進めます。

(2) 地域における男女共同参画を推進する学習への支援

- 男女が自立の意識を育み、生涯を通じ生き方の変化に応じて様々な分野に活躍することを可能にするための学習機会を充実します。
- 女性の自立・エンパワーメントに向けた学習活動への支援を充実します。